

# 規則

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第五十二号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「省令」の下に「第二十条の二第一項、」を加える。

様式第一号中	
10 申請理由の別	新規 ・ 営業
11 (営業譲渡の場合) 4～9について既存の営業からの変更の有無	変更あり ・ 変更

譲渡
なし

を削り、同様式の添付書類7を削り、同様式の注中1を削り、2を1

とし、3を2とする。

様式第三号(三)を様式第三号(四)とし、様式第三号(二)を様式第三号(三)とし、様式第三号(一)を様式第三号(二)とし、様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第3号(1) (第4条関係)

美容所の開設者の地位の承継届 (事業譲渡)	
年 月 日	
(宛先) 埼玉県 保健所長	
住所又は主たる 事務所の所在地	
氏名又は名称及び 代表者氏名	
生年月日 (法人にあつては省略)	
下記のとおり美容所の開設者の地位を事業譲渡により承継したので、届け出ます。	
記	
1 譲渡人の氏名又は 名称及び代表者氏名	
2 譲渡人の住所又は 主たる事務所の所在地	
3 譲渡の年月日	
4 美容所の名称 (屋号)	
5 美容所の所在地	

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合は、美容師法施行規則第19条第4項の住民票の写し

注 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

## 附 則

- 1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。